

千葉県附属機関への女性委員の登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ちば男女共同参画基本計画・第5次ハーモニープラン」(以下「第5次ハーモニープラン」という。)に基づき、本市の附属機関への女性委員の登用を促進し、本市の政策・方針決定過程への女性の参画の機会を拡大することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される機関をいう。

(目標)

第3条 附属機関の委員は男女ほぼ同数で構成されることを目標とする。

2 第5次ハーモニープランに基づき、令和9年度までに達成する当面の目標は次のとおりとする。

- (1) 女性割合を40%以上とする。
- (2) 女性委員がない附属機関の数を0とする。

(責務)

第4条 局等(千葉県事務分掌条例(昭和62年千葉県条例第2号)第1条に定める局、区役所、消防局、水道局、病院局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。)の長は、前条の目標を達成するため、次のいずれかの基準を満たすよう、所管する附属機関の委員を選任しなければならない。

- (1) 各附属機関の女性委員割合を40%以上とする。ただし、定員が3名の附属機関については一人以上を女性委員とする。
- (2) 改選前より女性委員を1人以上増やす。(新たに設置する附属機関は除く)

(選任結果の報告)

第5条 所管課等の長(附属機関等の庶務を所管する課、室その他事業所の長をいう。以下「所管課長」という。)は、所管する附属機関の委員を選任したときは、選任後1か月以内に「附属機関への女性委員の登用に係る報告書(様式第1号)」により男女共同参画課長に報告するものとする。なお、前条各号の基準を満たしていない場合には、あわせて、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 基準を達成できない理由
- (2) 基準達成に向けた具体的な改善策

(任期中の委員交代)

第6条 前2条の規定は、委員の任期中の交代に係る委員選任の際は適用しない。

(情報等の提供)

第7条 男女共同参画課長は、女性の人材に関する情報収集に努め、附属機関の委員の

選任に当たり所管課長への情報提供等の協力を行うものとする。

(登用状況の把握・周知)

第8条 男女共同参画課長は、附属機関への女性委員の登用状況について把握するとともに、必要に応じて調査を行い、庁内に周知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、附属機関への女性委員の登用促進に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年9月30日以前に改選する附属機関については、改正前の規定によるものとする。

附 則

この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、令和8年8月31日以前に改選する附属機関については、改正前第4条第2項及び第9条の規定を除き、改正前の規定によるものとする。